奈良市民だより

No. 122

選挙人名簿に追加登録の申し出を忘れずに

（詳細は3頁をご覧下さい）

こどもたちに 楽しい遊び場を！

こども達が何の危険もなく、のびのびと楽しく遊べる広場を作ることは、発育ざかりのこども達のために是非必要なことであります。

奈良市では昨年10月から**こどもの遊び場をつくる運動**をすすめております。

今10カ所でこども遊び場をつくる相談をすすめていますが、最近でき上った**帯解地区今市町3丁目のこども遊び場**を紹介しました。

この遊び場は今市町3丁目のみなさんのご理解とご協力奉仕によってできたもので、長い間雑多な廃品がすてられてかえりみられなかった土地を整地して作られたものであります。敷地は二段になって、3米程低くなった下手からこども達はロープを伝ってクライミング遊びにはしゃぎ、上手では市が提供したブランコやスベリ台で遊びまわっています。

"家の中でいつも無理ばかり言っていた子が、この遊び場ができてすっかり見違えるほど機嫌よくなりました"

"お腹をすかして帰って来ましてね、それはそれは元気になりました"

とお母さん達は喜こんでいました。

× × × ×

"こどもたちに楽しい遊び場"を作る運動をすすめるために奈良市では次の要領でみなさんのご協力をお願いしております。

- 33平方米～50平方米（10坪～15坪）以上の空地を所有の方に**2年以上の期間無償でその空地を提供していただきますと**
- **この空地の付近の方々によってグループを作っていただき、**そのグループの責任者から"こどもの遊び場づくり"の申請書（用紙はさし上げます）を出してもらいます
- **市では**これに対して**砂場、低鉄棒ブランコ、スベリ台等を設けます。**

この事についてのくわしいお問い合わせや手続きは次の所へご連絡下さい。

奈良市教育委員会内
奈良市青少年問題協議会
（電話㉒1311～1314）

（上）ブランコやスベリ台ではしゃぐこども達
（下）ロープを伝ってのクライミング遊びはこども達が一番よろこぶ遊びです。
（帯解今市町3丁目こども遊び場）

2月15日号

編集兼発行人・奈良市秘書課長 宮武一二三　印刷・共同精版印刷株式会社　昭和42年2月15日（毎月1日・15日）発行

固定資産課税台帳を関係者に見ていただきます

【税務第2課】

奈良市市税賦課徴収条例の規定によりまして、昭和42年度分固定資産税にかかる固定資産課税台帳を次のように見ていただきます。

△縦覧期間

3月1日（水）～**3月20日**（月）
午前9時から午後5時まで

△縦覧場所

市役所税務部税務第2課

ただし山間地区の各出張所管内については次のとおり出張縦覧を行ないます。

- 3月1日、2日（2日間）　田原出張所で
- 3月6日、7日（2日間）　柳生、大柳生各出張所で
- 3月9日、10日（2日間）　東里、狭川各出張所で

奈良市宅地造成事業用地を売却します

【水道局・宅地造成課】

奈良市宅地造成事業用地の売却について一般競争入札を次のとおり行ないますので、希望者は入札に参加されますようお知らせいたします。

△売却する土地と面積

◦奈良市芝辻町77番の1（溜め池）6,992㎡　◦同77番の4（堤塘）1,752㎡　◦同（120番の3・121番の1・122番の2・123番の1・124番の1・125番）合併の1（溜め池）4,266㎡　（通称芝辻ガラガラ池）

○合計3筆の面積は台帳で13,010㎡（3,935坪）ですが実測面積は13,376㎡（4,046坪）です。

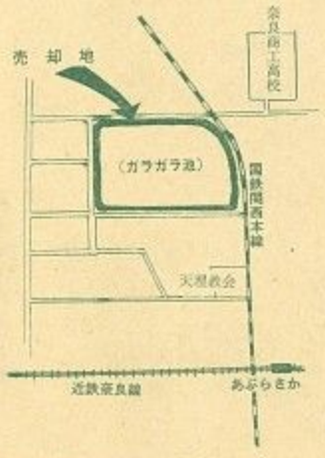

△売却の条件

◦売却物件は現状有姿のまま**一括処分**としますので分割処分はいたしません。

◦売却物件は**実測面積**によるものとします。

△入札に参加しようとする方は

昭和42年2月15日から昭和42年2月28日までの間に**買い受け申込書**に住民票抄本または法人の資格証明書を添えて提出して下さい。

◦**この申込書の提出をされませんと入札に参加することができません**

△売却物件の都市計画法による地域および地区の指定は住居地域です

△契約条項を示す日時と場所

◦昭和42年2月15日～同2月28日（ただし日曜日を除きます）
奈良市役所水道局・宅地造成課

△入札の方法

入札は**書留郵便**によるものとします。（直接の入札書提出は受け付けません）

△入札書の送付期日および送付先

◦入札書は昭和42年3月6日、午前10時までに奈良市水道局・宅地造成課に到着したものにかぎります

◦封とうの表面には必ず**奈良市宅地造成事業用地入札書在中**と明記して下さい。

△現場説明は行ないません。希望者は自由に見に行って下さい。

△開札の日時と場所

昭和42年3月6日、午前10時30分
奈良市水道局会議室で

△入札保証金と納付の方法

◦入札保証金は**入札金額の100分の5以上**に相当する金額を入札時刻までに水道局・宅地造成課に納付して下さい。納付されないときは棄権されたものとみなします。

◦入札保証金は現金・国債および地方債・日本国有鉄道または日本電信電話公社の発行する債権、銀行農林中央金庫の発行する債権、企業管理者が確実と認める社債、銀行が振り出し、または支払い保証をした小切手とします。

◦入札保証金は落札者決定後落札者以外の分はただちにお返しします

◦入札保証金に利息はつけません。

△落札

◦落札は市の予定金額以上の最高入札者をもって落札者と決定します。ただし最高入札者が棄権した場合、入札保証金は市に没収します。

◦第1回の入札において落札者がないときは、即時再度入札を行ないますが、この場合本人または委任状を持参した者が直接入札を行なうものとします。

◦落札者がないときは企業管理者の定めるところにより決定します。

△納付金および契約の締結

◦落札者は落札後**5日以内**に売買仮契約を締結すること。

◦この期限内に契約を締結しないときは入札保証金は市に没収します

◦売買仮契約は奈良市議会の議決を経た後に正契約を取り交わすこと

△付帯条件

◦売却物件に対する流入出水の排水施設工事については市の指示に従い、購入者が責任をもって施行すること。

◦都市計画街路予定地は売却対象に含みませんが、購入者が購入物件を造成する場合都市計画街路予定地は宅地高と同様に無償で埋め立てること。

◦中間省略の所有権移転登記は行ないません。

なおくわしく知りたい方は**市役所水道局宅地造成課**（電話㉗086番）にお問い合わせ下さい。

ゴミをすてるときにご注意下さい

【清掃課】

ガラスや**空きカン**などをすてるときは必ずボール箱や新聞紙によく包んでゴミ集めの日にほかのゴミといっしょに出して下さい。

ガラスや**空きカン**をそのままゴミ箱にすてられますと作業員がよくケガをいたしますから引き取らないことがあります。

× × × ×

ビン類は口をあけて、**スプレー**（噴出容器）は穴をあけてすてて下さい。

これらのゴミは焼いている時に破裂することがありますからご注意下さい。

永久選挙人名簿に追加登録の申し出は三月一日限りです

あなたは選挙人名簿に登録されていますか？

永久選挙人名簿に追加登録の申し出について

【選挙管理委員会事務局】

本年は大変選挙の多い年です。

去る1月29日には県知事選挙・衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査が行なわれましたが、続いて4月には15日(土)に奈良県議会議員選挙、28日(金)に奈良市長選挙・奈良市議会議員選挙が行なわれることになっています。これらの各種の選挙では、**たとえ選挙権があっても選挙人名簿に登録されていませんと投票することはできません。**

従来選挙人名簿は毎年1回つくられる基本選挙人名簿と選挙のたびに選挙人の申し出によりつくられる補充選挙人名簿の二本だてになっていましたが、昭和41年6月に法律が改正され永久選挙人名簿が採用されました。

この永久選挙人名簿ではいったん登録した人は住所を移動したり、死亡したりしないかぎり永久に登録されます。住所移転者と新しく年齢満20才に達した人は**本人の申し出**にもとづいて3月と9月の年2回に追加登録される制度になっています。

現在の名簿は昨年6月選挙資格の一斉調査にもとづいて、同年6月20日現在で作製した永久選挙人名簿にさらに追加登録として同年10月10日で満20才に達した人と同年7月10日までに奈良市に住所を移転した人で申し出をされた方々が含まれています。

× × × ×

この3月に
追加登録される方で……

まだ申し出をされていない方は**3月1日午後5時**までに必ず申し出て下さい。

登録資格のある方でも申し出されない場合は4月の選挙で投票できませんので注意して下さい。

△登録資格

本年3月1日までに年齢満20才に達する方（昭和22年3月2日までに生まれた方）で奈良市に昭和41年12月1日以前から居住されている方です。

なお昭和41年6月20日現在の全国一斉選挙資格調査の際、調査票に記載されていても、満20才に達した方は申し出しなければ永久選挙人名簿に追加登録されません。

△本年3月名簿に追加登録する者と消す者の書面を縦覧いたします。

●期　間

3月11日～3月20日
毎日午前8時30分～午後5時
（土・日曜日も見られます）

●場　所

奈良市役所（各連絡所、出張所でも土曜日の午後と日曜日以外は見られます。）

奈良税務署から
青色申告をおすすめします

正しい記帳は経営の合理化と、事業の発展のもとをきずき、さらに税金のむだをはぶきます。

青色申告は白色申告より税金がずっと有利です。

△青色申告のできる人は

事業所得、不動産所得、山林所得のある方です。

申請期限は3月15日までです。

詳しいお問い合わせは

税理士会、商工会議所、商工会各業種青色申告会、奈良税務署へおこし下さい。

農家の皆さんに

【農林課】

土づくりに努めて下さい

去る1月15日から1カ月にわたって“**土づくり**”実施強調運動が奈良県下一せいに行なわれましたが引き続いて今が“**土づくり**”に適した時期でありますから次のように“**土づくり**”実施に努めて下さい。

○稲ワラは出来た半分は細かく切って田地に散きちらし、石灰窒素半袋を施して堆肥化を促して下さい

また奈良市コンポスト工場で生産販売していますコンポスト（高速堆肥）を10アール当り2トン程度を施すと極めて有効です。コンポストは1トン1,000円で無包装で工場渡しとなっています。配達するときは2トン車で市内は500円均一で運搬します。

工場は奈良市柏木町字石橋で電話㊸**5014**番へ申し込んで下さい。

○3月上旬から中旬にかけて雑草が伸び初めたときにすき起します。

○ワラのほかに珪カル（5袋）、平炉さい（8袋）、ヨーリン（2袋）など土の改良剤を散くと一層地力を増します。

○無硫酸根肥料を施し、深耕しますと稲の根を丈夫にし増収を図ることができます。

詳しいことは**奈良市農林課、奈良農業改良普及所**（いづれも市庁別館にあります）にお問い合わせ下さい。

病害虫の防除と野ねずみ駆除を実行して下さい

農地内で越冬する病害虫や野ねずみを一せいに駆除して農作物の増産を図るため薬剤の共同使用をおすすめします。**適期は3月中旬までです。使用する薬剤**（ラテミン）は特定毒物ではありませんが劇物に指定されていますので取り扱いには充分注意して事故防止につとめて下さい。

これがため**農業協同組合その他の農業団体**または**農業改良普及所営農関係職員**とよく相談の上適宜に共同して集中実施期間を設けて実施して下さい。

・　・　・　・

なお使用薬剤（ラテミン）は奈良市農林課から各地区農業協同組合に無償配付してありますからご利用下さい。

たばこは市内で買いましょう　【税務第1課】

昭和41年度分の奈良市の**市税収入は16億4252万8000円**と予算に計上されていますが、**たばこ消費税**は実にその**市税収入全体の8.6％にあたる1億4123万2000円**の収入見積もりとなっています。

しかもこの収入は、なんらの人件費も事務費も全然必要としない**純収入**です。

たばこ消費税は専売公社がたばこ小売人に売り渡す製造たばこに対して、その小売店の所在する市町村が公社に課税するものであります。

課税額は**10本入り1箱で4円398、20本入り1箱で8円796**です。

たばこを買う方は気がるに買われることと思いますが、気持しだいでぜひ市内で買い求めるようにして下さい。そして市の財政面にご協力下さるようお願いします。

最近奈良市は急激に人口が増加していますが、その割にたばこの売り上げはのびていません。

奈良市の各種の施設が少しでも充実するようにみなさまが吸われる**たばこはぜひ奥様が市内で買い求められたたばこ**を用いて下さるようとくにお願いします。

奈良市農業委員会委員選挙人名簿を見て下さい　【選挙管理委員会事務局】

△縦覧期間

2月23日（木）～3月9日（木）
午前8時30分～午後5時
（土・日曜日も見られます）

△縦覧場所　奈良市役所で

△名簿登録資格

- 昭和42年1月1日現在で奈良市内に住所があり、満20才（昭和22年4月1日以前に生まれた方）以上の方で
- 10アール（1反3歩）以上の農地につき耕作の業務を営む者とその同居の親族、または配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事する者です。
- ただし欠格事項（犯罪など）に該当する者は除きます。

昭和41年度

固定資産税

（第4期分）は

2月28日までに

お忘れなく納めて下さい。

農地報償手続きは3月31日までです

農地の被買収者給付金の請求は**昭和42年3月31日**（金）で打ち切られます。

この給付金は本人の請求がなければ支払われませんので、まだ請求手続きをしていない方はすぐに奈良市農業委員会事務局に請求の手続きをすまして下さい。

なお不審な点や疑問のある方は遠慮なくお問い合わせ下さい。

奈良市農業委員会事務局
（市役所3階　電話㉑1111番）

奈良市消防後援会の昭和41年度収支決算を総会にかえここに報告します

昭和42年2月8日

奈良市消防後援会
会長　小山恭二

会員各位

昭和41年度　歳入歳出決算書

歳入合計	1,010,533円
歳出合計	1,000,366円
差引残額	10,167円
	（昭和42年度繰越金）

歳入決算内訳書

歳入総額	1,010,533円
内訳	
1. 昭和41年度会費	1,000,434円
2. 昭和40年度より繰越金	7,577円
3. 雑収入（予金利子）	2,522円

会費内訳

地区別	予算額	決算額	予算に対する比較 増	予算に対する比較 減
	円	円	円	円
椿井地区	103,340	103,500	160	—
飛鳥地区	142,340	142,500	160	—
鼓阪地区	105,360	105,360	—	—
済美地区	157,740	157,740	—	—
佐保地区	183,930	183,930	—	—
大宮地区	107,210	107,254	44	—
都跡地区	85,850	85,850	—	—
平城地区	51,470	51,470	—	—
東市地区	36,630	36,630	—	—
大安寺地区	26,130	26,200	70	—
合計	1,000,000	1,000,434	434	—

歳出決算内訳書

科目	節	予算額	決算額	予算に対する比較 増	予算に対する比較 減
		円	円	円	円
1事業費		775,000	785,248	10,248	—
	少年消防クラブ育成補助	15,000	7,200	—	7,800
	教養課習補助	70,000	58,360	—	11,640
	団運営補助	130,000	129,900	—	100
	防火宣伝補助	130,000	143,328	13,328	—
	特別訓練警戒補助	150,000	149,400	—	600
	表彰補助	20,000	10,000	—	10,000
	福利厚生補助	130,000	129,600	—	400
	災害見舞補助	10,000	0	—	10,000
	火災原因調査補助	20,000	13,960	—	6,040
	退職慰労補助	40,000	86,000	46,000	—
	弔慰補助	10,000	7,500	—	2,500
	出初式補助	50,000	50,000	—	—
2事務費		225,000	215,118	—	9,882
	地区消耗費	100,000	100,043	43	—
	消耗品費	30,000	23,075	—	6,925
	会議費	90,000	90,000	—	—
	雑費	5,000	2,000	—	3,000
3予備費		10,077	0	—	10,077
	予備費	10,077	0	—	10,077
歳出合計		1,010,077	1,000,366	—	9,711